

事務取扱要領

この事務取扱要領は、防火防災訓練災害補償等共済契約約款第37条に基づき、防火防災訓練災害補償等共済に係る市町村、特別区及び市町村の一部事務組合（以下「市町村等」という。）と公益財団法人日本消防協会（以下「協会」という。）及び都道府県防災主管課（以下「都道府県」という。）の事務要領について定めたものです。

第1章 加入手続き

1. 新規加入又は再開加入における手続（4月1日の場合）

（1）市町村等

4月1日からの加入を希望する市町村等は、2月末日までに防火防災訓練災害補償等共済加入申込書（様式1）（以下「加入申込書」という。）に必要事項を記入のうえ協会へ提出して下さい。

協会から防火防災訓練災害補償等共済契約書（様式2）（以下「契約書」という。）

2部（加入団体用、日本消防協会用）と防火防災訓練災害補償等共済掛金請求書（様式4）（以下「掛金請求書」という。）を送付いたしますので、契約書2部に必要事項を記入・押印し、契約書（加入団体用）を市町村等にて保管をし、契約書（日本消防協会用）を協会へ提出して下さい。また、掛金請求書に基づき払込期限までに掛金を協会指定口座へ振込んで下さい。

（2）協会

協会は2月末日までに加入申込書が提出された市町村等に対して、4月1日までに契約書と掛金請求書を送付します。そして返送されてきた様式2（日本消防協会用）を保管し、掛金の納入を確認します。その後4月1日時点及び10月1日時点における防火防災訓練災害補償等共済制度都道府県別加入状況報告書（様式3）（以下「加入状況報告書」という。）を各都道府県へ送付します。

（3）都道府県

協会から送付されてくる加入状況報告書を確認のうえ保管して下さい。

2. 新規加入又は再開加入における手続（年度途中の場合）

（1）市町村等

年度途中の1日からの加入を希望する市町村等は、加入を希望する月の1カ月前までに協会に対し加入申込書に必要事項を記入のうえ協会へ提出して下さい。なおこの時、加入希望期間を必ず記入して下さい。

その後協会から契約書2部（加入団体用、日本消防協会用）と掛金請求書を送付いたしますので、契約書に必要事項を記入・押印し、契約書（加入団体用）を保管し、契約

書（日本消防協会用）を協会へ提出して下さい。また、掛金請求書に基づき払込期限までに掛金を協会指定口座へ振込んで下さい。

（２）協会

加入月の１カ月前までに加入申込書が提出された市町村等に対して、契約書２部（加入団体用、日本消防協会用）及び掛金請求書を送付します。その後返送されてきた契約書（日本消防協会用）を保管し、掛金の納入を確認します。

第２章 契約更新等の手続き

１．掛金に変更がない場合

毎年４月１日が更新日となりますが、期間満了の３ヶ月前までに市町村等又は協会のいずれか一方から書面をもって契約を更新しない旨の意思表示がなされない限り、４月１日から更に契約が１年間延長され、以後毎年これに準ずることとなります。そのため、特に事務手続きを必要としないので、協会から送付された掛金請求書に基づいて振込期限までに掛金を協会指定口座へ振込んで下さい。なお、契約書に記載されている契約期間は、契約更新の度に最新の契約期間に読み替えることとなります。

ただし、毎年契約書を取交すことも可能です。その場合は、契約書を４月１日までに送付いたします。

２．掛金に変更がある場合

契約約款第２１条で定める掛金に変更が生じた場合（例えば国勢調査が確定した場合や市町村合併した場合）、次年度に契約書を新たに取交すこととなります。そのため協会は市町村等に対し、掛金を変更した契約書２部（加入団体用、日本消防協会用）及び掛金請求書を送付いたします。市町村等は契約書に必要事項を記入・押印し、契約書（加入団体用）を保管し、契約書（日本消防協会用）を協会へ提出して下さい。また、掛金請求書に基づき振込期限までに掛金を協会指定口座へ振込んで下さい。

３．契約を更新しない場合

市町村等は契約を更新しない場合、契約期間満了の３ヶ月前までに、防火防災訓練災害補償等共済契約更新停止届出書（様式１７）を協会へ提出しなければなりません。協会は届出書を受領後、速やかに契約更新停止処理を行うこととします。

第３章 てん補金請求等の手続

てん補金請求事由（当該契約約款に定める訓練により事故が発生し、傷害を受けた場合）が発生した場合は、その都度次の要領により請求を行って下さい。

1. 事故発生の報告

市町村等は、てん補対象の事故による傷害が発生した場合は、直ちに電話にて協会に事故発生を報告して下さい。その後この要領に添付する防火防災訓練災害補償等共済事故発生状況報告書（様式5）（以下「事故発生報告書」という。）及び防火防災訓練災害補償等共済事故現認書（様式6）（以下「事故現認書」という。）の様式に従い、必要事項を記載し、さらに訓練計画書、又は訓練内容が分かるものの写し（市町村等の首長による原本証明が必要）をそれぞれ1部ずつ協会へ提出して下さい。ただし、事故発生時に目撃者がいなかった場合には、事故現認書の代わりに、防火防災訓練災害補償等共済事故事実証明書（様式7）（以下「事故事実証明書」という。）を提出して下さい。

なお、当該事故が発生した日から30日以上経過して報告があった場合には、てん補金を支払わないことがあるため、事故が発生した場合には速やかに協会へ報告して下さい。

2. 事故の審査

協会は市町村等から事故発生報告書、事故現認書又は事故事実証明書及び訓練計画書等を受理した場合、速やかに内容を確認し、事故がてん補対象の訓練で発生したものであるかを審査いたします。審査の結果、対象事故であることが認められる場合には、該当市町村等へてん補金請求関係書類一式を送付いたします。

3. てん補金請求事務

市町村等は、事故の審査の結果、対象事故であることが認められた場合には、補償等対象者の治癒後（死亡の場合は死亡後）に請求するてん補金の種類に応じ下記の書類を作成して協会に提出して下さい。各てん補金請求時に必要な書類は、「(1) 損害賠償に対するてん補金請求の場合」及び「(2) 災害補償に対するてん補金請求の場合」で明記されているとおりです。

なお、約款第4条第4項の規定により、様式9から様式11までの診断書については、必要かつ妥当な実費を支払うこととなります。

(1) 損害賠償に対するてん補金請求の場合

ア 損害賠償死亡一時金を請求する場合

- (ア) てん補金支払請求書（様式8） 1枚
- (イ) 市区町村長に提出した死亡診断書（死体検案書等）の写し、又は死亡診断書（様式9） 1枚
- (ウ) 判決、示談書等の写し（要原本証明） 1枚
- (エ) 死亡者が除籍されていること分かる戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
1部

(オ) 診断書等文書料に係る領収書の原本又は原本証明された写し

イ 損害賠償傷害一時金を請求する場合

- (ア) てん補金支払請求書（様式8） 1枚
- (イ) 傷害・後遺障害診断書（様式10） 1枚
- (ウ) 判決、示談書等の写し（要原本証明） 1枚

(エ) 診断書等文書料に係る領収書の原本又は原本証明された写し

(2) 災害補償に対するてん補金請求の場合

ア 災害補償死亡一時金を請求する場合

(ア) てん補金支払請求書(様式8) 1枚

(イ) 市区町村長に提出した死亡診断書(死体検案書等)の写し、又は死亡診断書(様式9) 1枚

(ウ) 死亡者が除籍されていること分かる戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 1部

(エ) 診断書等文書料に係る領収書の原本又は原本証明された写し

イ 災害補償後遺障害一時金を請求する場合

(ア) てん補金支払請求書(様式8) 1枚

(イ) 傷害・後遺障害診断書(様式10) 1枚

(ウ) 診断書等文書料に係る領収書の原本又は原本証明された写し

ウ 災害補償入院療養補償金又は通院療養補償金を請求する場合

(ア) てん補金支払請求書(様式8) 1枚

(イ) 診療明細書の写し及び領収書の写し(入院・通院日の全日分)

エ 災害補償休業補償金を請求する場合

(ア) てん補金支払請求書(様式8) 1枚

(イ) 休業診断書(様式11) 1枚

(ウ) 休業損害証明書(様式13) 1部

○ 給与所得者一事業主の証明とし、源泉徴収票を添付して下さい。

○

}	自由業者	本人が証明し、確定申告の控・所得額の記載されている納税証明書・課税証明書のいずれかを添付して下さい。
	自営業業者	
	農林漁業者	

○ 主婦(主夫)一市町村等の首長が証明し、添付資料は不要です。

(エ) 診断書等文書料に係る領収書の原本又は原本証明された写し

(注) I 損害賠償の請求を受けたときは、協会と密に連絡をとって下さい。

II 上記以外の書類が必要なときは、協会から連絡します。

III 死亡事故が発生した場合は、直ちに協会に連絡して下さい。

4. てん補金請求の審査

協会は、市町村等から前記の「てん補金請求の提出書類」を受理したときは、遅滞なく当該請求の内容が適正であるか否かを審査します。審査の結果、てん補金を支払うことが適当であると認められた場合には、てん補金額を決定します。その後、防火防災訓練災害補償等共済てん補金決定通知書(様式13)を作成し、当該市町村等に送付します。

5. 補償等対象者への補償金支払証明書の提出

該当市町村等は、予算措置をし、補償等対象者への補償金の支払又は支払準備が完了し

たときは、防火防災訓練災害補償等共済補償金支払証明書（様式14）（以下「補償金支払証明書」という。）を作成し、協会に提出して下さい。

なお、100万円以上の補償金については、予算書等の写しを添付して下さい。

6. てん補金支払

協会は、補償金支払証明書を受領後、てん補金が補償等対象者へ支払われた、又は支払われることを確認します。確認後、補償金支払証明書に記載されている指定口座に送金するとともに、防火防災訓練災害補償等共済てん補金送金通知書（様式15）（以下「てん補金送金通知書」という。）を作成し、該当市町村等に送付いたします。

市町村等は協会から送付された、てん補金送金通知書を受領したときは、補償金支払証明書に記載の市町村等の指定口座に入金されているかを確認して下さい。

第4章 事務取扱所等の変更手続

1. 市町村合併によらない変更の場合

市町村等は、契約書に記載されている当共済制度の事務取扱所属名及び所在地の全部又は一部に変更が生じたときは、防火防災訓練災害補償等共済事務取扱所等の変更届（様式16-1）に従い、変更必要事項を記入し、公印を押印の上1部を協会に提出して下さい。この場合契約書の変更は行わず、変更後は変更事項を読み替えるものとします。

2. 市町村合併による変更の場合

合併する市町村等は合併後速やかに、防火防災訓練災害補償等共済事務取扱所等の変更届（市町村等合併用）（様式16-2）に市町村が合併し、合併後どこで事務が行われるかが分かるように記入して公印を押印のうえ協会へ1部提出して下さい。なお、合併期日が3月1日から4月1日までのものは、3月1日までに協会へ変更届を提出して下さい。

なお、協会は変更届受領後、変更を反映させた契約書を翌年度の4月1日までに市町村等へ送付いたします。

第5章 その他

1. この事務取扱要領に定めていないことについては、協会が適宜指示いたします。
2. この事務取扱要領は、令和6年4月1日から適用します。